

# 共同防除農薬散布受託要領（産業用マルチローター）

令和5年12月1日

一般社団法人滋賀県植物防疫協会

高品質な農作物の安定生産を図るため、産業用マルチローター（以下「ドローン」という。）を用いた防除を計画する病害虫防除実施団体（以下「実施団体」という。）長の委任に基づき請負防除を受託する。

受託散布業務は、水稻、麦、大豆を中心に野菜、果樹等の殺菌殺虫剤および除草剤とする。

## 1. 散布地域

無人ヘリコプターによる飛行散布が困難な除外地等を中心に、次のほ場及び地域とする。

- ・騒音や農薬飛散のおそれがあり無人ヘリコプターでは散布が困難な住宅周辺のほ場。
- ・架線等が入り組んだ地形のほ場や傾斜が強く無人ヘリコプターでの散布が困難なほ場。ただし、ほ場等の状況によりドローンでも飛行が危険と判断される場合は除きます。
- ・無人ヘリコプターでの面積要件おおよそ20haを確保できない地域。
- ・地域からの補助員が、無人ヘリコプター防除の要件を満たすことができない地域。
- ・野菜、果樹等で作付けが集約されている地域。

## 2. 散布面積

ドローンによる1日の散布面積は、散布飛行の安全と散布作業の効果を確保することから、10ha以上とする。

## 3. 散布防除日程

散布防除日程は、防除対象作物の生育診断情報や病害虫発生情報等により、実施団体が策定した防除計画に基づき、散布防除業者が保有するドローンの機体数及び操作要員数並びに防除適期を勘案して日程を調整する。

なお、機体の確保から実施団体が希望する散布日時と異なる場合があります。特に、天候不良により延期となる場合も散布日程を調整する。

## 4. 散布条件

実施団体は、実施区域及びその周辺における危被害防止に万全を期すとともに、操作要員及び作業者の安全に十分留意して散布区域を設定する。

特に、公衆衛生関係（家屋、学校、水道、水源等）、畜水産関係（家畜、家きん、みつばち、蚕、魚介類その他水産動植物）、散布対象以外の農作物等に対して危被害を発生させるおそれがないよう努める。特に、ドローンは風による影響を受けやすいことから風向、風速計等により正確な風向、風速を把握し、他作物や人に対する危被害防止の措置に努める。

なお、散布防除業者の故意、過失以外の飛散等による被害や損害については、実施団体が責任を負うものとする。

散布作業は、危険をともしません。出役していただく方には短期の障害保険、作業運搬車には車両保険が加入されていることを確認ください。

## 5. 散布薬剤

散布薬剤は、使用者及び農作物並びに環境に対する安全に十分配慮した農薬とすることとし、「滋賀県農作物病害虫雑草防除基準」に登載されている剤の内から実施団体が決定する。

## 6. 委託防除申請書の提出

実施団体は、ドローン委託防除を実施しようとする時は、別紙様式第3号の「ドローン防除委託申請書」を提出期限までに一般社団法人滋賀県植物防疫協会（以下「協会」という。）に提出する。

## 7. 委任状の提出

実施団体は、協会が前項の委託防除を受託した時は、当該業務について協会と散布防除業者との間で「共同防除事業に関する業務委託契約」を締結することを委任する「委任状」様式第4号を提出期限までに協会に提出する。

## 8. 散布作業地図の提出

実施団体は、地域の実態がわかりやすい地図を利用し、散布ほ場及びその周辺の栽培作物、架線等の危険箇所等の情報を具体的に記入した散布作業地図を作成し事前に協会に提出する。

なお、実施団体及び散布防除業者は、散布作業地図に基づき事前に散布防除業者と散布地域の現場確認を行う。

## 9. 事前周知の徹底

実施団体は、実施区域及び周辺にある学校や病院等の公共施設、居住者等に対して、あらかじめ農薬散布の実施予定日時、区域、薬剤の内容等について連絡するとともに、実施に際し協力が得られるよう努める。

特に、学校や通学路等の周辺で実施する場合には、実施日および実施時間について十分調整を行うなど周知徹底に努める。

天候不良等により散布実施日が変更された場合においても変更にかかる事項について周知する。

## 10. 散布防除日程等の警察署への通知

実施団体は、事前に最寄りの警察署へ散布防除日程等を別紙様式により通知する。

## 11. 散布作業体制

散布作業は、ドローン1機当たり下記の作業体制で行う。

散布作業受託者

責任者及び操作要員並びに補助員 2名（派遣）

散布実施団体

総括責任者（兼、各種記録係） 病害虫防除協議会等から1名

農薬係（農薬の調合、積み込み等） 散布地域から1名（軽トラック1台）

移動係（機体の移動） 散布地域から1名（軽トラック1台）

安全対策係（交通整理等の安全対策） 2名（農薬、移動係が兼務できる）

## 12. 散布作業料金

協会は、散布作業料金を別に定め通知する。ただし、散布上作業が通常より困難な場合は、別に定める基準により追加料金を徴収することができる。

## 13. 実施団体事務費負担金

委託防除に係る実施団体事務負担金として、下記の金額を散布作業料金と併せて支払う。

実施団体事務負担金 散布面積10a当たり 10円（税別）

14. 散布作業料金等の支払い

実施団体は、散布作業料金及び実施団体事務負担金を協会から事務委託された全国農業協同組合連合会滋賀県本部（以下「全農滋賀県本部」という。）に対し、全農滋賀県本部と農業協同組合とで交わした代金決済に関する契約書に基づきに支払う。

ただし、実施団体が正当な理由なく支払いを怠った場合は、全農滋賀県本部が所定の延滞利息を請求することができる。

15. 施行日 この要領は、令和2年12月18日から施行する。

①令和 3年 5月 1日一部改正

②令和 5年12月 1日一部改正

様式4号

# 委 任 状

令和 年度共同防除にかかる産業用マルチローター（ドローン）請  
負防除業務について、防除業者と業務委託契約を締結することを一般社  
団法人滋賀県植物防疫協会会長理事に委任します。

令和 年 月 日

滋賀県大津市梅林一丁目14番17号  
一般社団法人滋賀県植物防疫協会  
会 長 理 事 山 下 英 利 様

(委託者)  
住 所  
防除実施団体名

代表者名

印

(散布地域の主な市・町名)

市  
町

## 無人ヘリコプター・ドローンによる農薬散布実施計画の通知

警察署長 様

実施団体名 \_\_\_\_\_

農作物（水稲・麦・大豆）の病虫害防除のため、下記の計画により無人ヘリコプター・ドローンによる農薬散布を実施しますので、お知らせ致します。

記

【実施月日・時間】
【実施地域】
【実施団体連絡先】
【現場責任者連絡先】

